

台湾の世界保健機構（WHO）への参加を求める意見書（案）

台湾と本県は1979年に親善議員連盟を設立するなど古くから活発に交流が行われ、2019年度の外国から本県への国・地域別宿泊客数は中国、香港に次いで台湾は第3位となっており、本県にとって大事なパートナーであると言える。

また、2014年2月の本県と台日産業連携推進オフィスとの覚書締結以降、経済関係の結びつきも強固になり、毎年様々な交流が行われている。

このような国際的な交流が進む一方で、新型コロナウイルス感染症などの国境を越えた世界規模の課題に対しては、これまで以上に関係各国・地域との緊密な連携が必要となる。

世界保健機関（WHO）憲章では、「到達しうる最高基準の健康を享有することは、人権、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである。」と掲げているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染拡大をいち早く封じ込めるなど公衆衛生上の成果を上げた台湾に対して、2017年以降現在までオブザーバ参加を排除してきたことは、この基本理念に反するものであり、世界全体の感染拡大防止のためには、台湾のWHO参加を欠かすことはできない。

よって、国においては、関係各国・地域と連携し、台湾のWHO参加実現に向けてこれまで以上に同機関への働きかけを強化するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

様

和歌山県議会議長 岸本 健
(提出者)
藤山 将材
長坂 隆司
奥村 規子
多田 純一

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

厚生労働大臣
内閣官房長官